

### 第3章 景観配慮書の作成及び送付

#### 第1 景観配慮書の作成

##### 条例

(景観配慮書の作成及び送付)

第七条 事業者は、前条の規定により景観評価を行ったときは、規則で定めるところにより、当該景観評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した景観配慮書を作成しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 対象事業の名称
  - 三 対象事業の目的及び内容
  - 四 対象事業の実施に係る区域及びその周囲の概況
  - 五 調査、予測及び評価の手法
  - 六 景観評価の結果のうち、次に掲げるもの
    - イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
    - ロ 景観の保全のための措置
  - 七 景観評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 略

##### 規則

(景観配慮書の作成)

第十一条 条例第七条第一項第三号（条例第二十三条第一項においてその例による場合を含む。第十八条、第二十六条及び第三十五条において同じ。）に規定する対象事業の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 対象事業の種類
  - 二 対象事業の実施に係る区域の位置
  - 三 対象事業の規模
  - 四 前三号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項で知事が必要と認めるもの
- 2 事業者は、景観配慮書に条例第七条第一項第四号（条例第二十三条第一項においてその例による場合を含む。）に掲げる事項を記載するに当たっては、現地調査又は踏査及び入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を技術指針で定める対象事業の実施に係る区域及びその周辺の自然的・社会的情況に関する情報に係る事項の区分に応じて記載しなければならない。
- 3 事業者は、景観配慮書に第一項第二号に掲げる事項及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにしなければならない。

- 4 事業者は、景観配慮書に条例第七条第一項第五号（条例第二十三条第一項においてその例による場合を含む。）に掲げる事項を記載するに当たっては、調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。
- 5 事業者は、景観配慮書に条例第七条第一項第六号ロ（条例第二十三条第一項においてその例による場合を含む。第二十二条第一項において同じ。）に掲げる事項を記載するに当たっては、景観の保全のための措置の対象及び目標を明らかにしなければならない。

### 【解説】

景観配慮書の作成に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 景観配慮書は、原則として本編及びそれを補足する資料編とすること。
- (2) 景観配慮書（本編）は、必要な内容を簡潔に記述すること。
- (3) 景観配慮書（本編）は、できる限り平易な表現に努め、図表等を用い、理解しやすい内容とすること。
- (4) 景観配慮書（本編）の作成に当たり利用した既存文献等については、出典等を明らかにすること。
- (5) 景観配慮書（本編）の記載事項中規則第11条第1項に規定する「対象事業の内容」については、その時点で明らかにできる内容をできる限り具体的に示すこと。
- (6) 景観配慮書（本編）の記載事項中規則第11条第1項第4号に規定する「対象事業の内容に関する事項で知事が必要と認めるもの」とは、技術指針第5条第1項第1号ニに規定する「その他の対象事業に関する事項」をいい、その具体例については、第2章第5の3（2）エを参照すること。
- (7) 景観配慮書の構成例については、次のとおりである。

### 景観配慮書の構成例

#### 景観配慮書

##### 第1章 事業者の氏名及び住所

- 1 事業者の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地

##### 第2章 対象事業の名称

##### 第3章 対象事業の目的及び内容（事業特性）

###### 第1節 対象事業の目的

###### 第2節 対象事業の内容

- 1 対象事業の種類
- 2 対象事業の実施に係る区域の位置
- 3 対象事業の規模
- 4 対象事業の内容に関するその他の事項

##### 第4章 対象事業の実施に係る区域及びその周囲の概況（地域特性）

###### 第1節 自然的状況

- 1 景観の状況
- 2 地形の状況
- 3 植生の状況
- 4 その他の事項

第2節 社会的状況

- 1 土地利用の状況
- 2 交通の状況
- 3 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況  
及び住宅の配置の状況
- 4 景観の保全を目的として法令又は行政指導により指定された地域及び当該地  
域に係る規制の内容
- 5 その他の事項

第5章 調査、予測及び評価の手法並びに景観評価の結果

第1節 景観影響の要因

第2節 景観影響の調査

- 1 調査の手法
- 2 調査の結果

第3節 景観影響の予測

- 1 予測の手法
- 2 予測の結果

第4節 景観保全措置の検討

- 1 景観保全措置の対象
- 2 景観保全措置の目標
- 3 今後検討する景観保全措置の内容
- 4 対象事業の規模を検討する段階で行った景観保全措置の検討の内容

第5節 景観影響の評価

- 1 評価の手法
- 2 評価の結果

第6章 景観評価の委託先の氏名及び住所

附属資料（別冊可）

第1章 事業計画（事業計画の諸元等）

第2章 フォトモンタージュ（現況写真・合成写真）（現況・将来）各 A3 判

## 第2 景観配慮書の送付

### 条例

(景観配慮書の作成及び送付)

#### 第七条 略

2 事業者は、景観配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、知事にこれを送付しなければならない。

### 規則

(景観配慮書の送付)

第十二条 事業者は、条例第七条第二項（条例第二十三条第一項においてその例による場合を含む。）の規定による送付をする場合においては、景観配慮書を次に掲げる事項を記載した送付書に添付するとともに、併せて当該景観配慮書に記載された事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十六条、第二十三条第一項及び第二十八条において同じ。）を送付しなければならない。

- 一 氏名及び住所
  - 二 対象事業の名称
  - 三 対象事業の種類及び規模
  - 四 対象事業の実施に係る区域の位置
  - 五 影響地域（条例第八条第二項の対象事業に係る景観影響を受ける範囲であると認められる地域をいう。以下同じ。）の範囲
  - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 2 前項の送付書には、影響地域の範囲を示す図面を添付しなければならない。ただし、景観配慮書において影響地域の範囲が明らかにされているときは、この限りでない。

### 【解説】

景観配慮書の送付は、次により行う。

- (1) 景観配慮書送付書（様式要領第2号様式）に添付すること。
- (2) 紙に印刷された景観配慮書を送付するほか、次により作成した「景観配慮書に記載された事項を記録した電磁的記録媒体」を併せて送付すること。
  - ア 電磁的記録媒体の送付は、CD-R等の可搬型の電子媒体により行うこと。
  - イ 上記アの電子媒体に記録するファイルは、次に掲げるところにより作成すること。
    - (ア) ファイルの形式は、PDF形式とすること。
    - (イ) 人の容貌、自動車の自動車登録番号その他これらに類するものが写り込んだ写真画像（モザイク処理を施す等の措置が講じられたものを除く。）を用いないこと。
    - (ウ) ファイルは、印刷、複写又は保存を禁止する措置を講じないものとすること。
    - (エ) ファイル名は、「（任意の名称）.pdf」とすること。
    - (オ) ファイルの数が複数に及ぶ場合には、ファイル名の冒頭に半角数字で連続番号を付すること。

(カ) ファイルの容量は、1ファイル当たり概ね2メガバイト以下とすること。

ウ 上記(1)の電子媒体のラベル面には、対象事業の名称及び事業者の氏名（法人にあっては、その名称）を明記すること。

(3) 送付部数は、次のとおりとすること。

ア 景観配慮書送付書（添付図面を含む。）：1部

イ 景観配慮書：8部に「景観影響を受ける範囲であると認められる地域」を管轄する市町村の数に相当する部数を加えた部数

※「景観影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村」とは、①対象事業の実施に係る区域が存在する地域を管轄する市町村及び②景観影響の調査の対象とした眺望点が存在する地域を管轄する市町村をいう（以下同じ。）。

ウ 景観配慮書に記載された事項を記録した電子媒体：1部

(4) 景観配慮書の送付は、受付窓口である山梨県県民生活部世界遺産富士山課に持参する方法によること。

### 第3章